

広島県発達障害児・者支援施策 事業指針

平成 2 9 年 8 月

広 島 県

目 次

I	事業指針について	1
1	事業指針の趣旨	1
2	事業指針の位置づけ	1
3	発達障害の定義	2
II	基本的な考え方	3
1	基本方針	3
2	施策の方向性	3
III	今後の取組の方向性	5
1	支援ニーズの早期把握と気づいた段階からの早期支援	5
(1)	乳幼児期の支援	5
(2)	学齢期・教育の支援	11
(3)	成人期・就労等の支援	17
2	個々の特性に応じた継続的で柔軟かつきめ細やかな切れ目のない支援	23
(1)	相談支援体制の充実	23
(2)	医療支援体制の構築	25
(3)	災害時の発達障害児・者への支援の強化	27
(4)	ライフステージを通じた支援の継続	28
3	権利擁護等の支援の強化	29
4	家族等を含めたトータルな継続した支援	31
5	発達障害に関する理解の促進と地域社会による支援	33
6	専門的知識を有する人材の養成	35
IV	発達障害施策の関連計画	37